

栃木県森林審議会条例

平成26年3月27日

栃木県条例第8号

（設置）

第1条 森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定に基づき、栃木県森林審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。